

新潟市大気汚染防止法等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号、以下「大防法」という。）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、以下「水濁法」という。）、騒音規制法（昭和43年法律第98号、以下「騒音法」という。）、振動規制法（昭和51年法律第64号、以下「振動法」という。）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号、以下「ダイ特法」という。）及び新潟市生活環境の保全等に関する条例（平成9年新潟市条例第47号、以下「条例」という。）の事務処理に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、大防法、水濁法、騒音法、振動法、ダイ特法及び条例で使用する用語の例による。

(届出の受理)

第3条 大防法におけるばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん排出施設、特定粉じん排出施設若しくは水銀排出施設、水濁法における特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設、騒音法における特定施設、振動法における特定施設、ダイ特法における特定施設若しくは条例における指定施設（以下「施設等」という。）又は騒音法若しくは振動法における特定建設作業若しくは条例における指定建設作業に係る次の届出は、大防法、水濁法、騒音法、振動法、ダイ特法及び条例に定める様式のほか、この要領に定める次の様式によるものとする。

- (1) 大防法第11条、水濁法第10条、騒音法第10条、振動法第10条、ダイ特法第18条又は条例第21条若しくは第50条に基づく氏名の変更等の届出 別記様式第1号
- (2) 大防法第12条、水濁法第11条、騒音法第11条、振動法第11条、ダイ特法第19条又は条例第22条に基づく承継の届出 別記様式第2号
- (3) 騒音法第6条又は条例第44条に基づく特定施設又は指定施設の設置の届出 別記様式第3号
- (4) 振動法第6条又は条例第44条に基づく特定施設又は指定施設の設置の届出 別記様式第4号
- (5) 騒音法第8条、振動法第8条又は条例第46条に基づく特定施設又は指定施設の数の変更等の届出 別記様式第5号
- (6) 騒音法第10条、振動法第10条又は条例第50条に基づく特定施設又は指定施設の使用全廃の届出 別記様式第6号
- (7) 騒音法第14条、振動法第14条又は条例第54条に基づく特定建設作業又は指定建設作業の届出 別記様式第7号

(代理人による届出)

第4条 施設等を設置する工場又は事業場の長（以下、「工場長等」という。）が代理人となって届出を行う場合、次の事項を記載した委任状を添付する。

- (1) 被代理人の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 事業場の名称及び所在地
- (3) 代理人の名称、住所及び工場長等の氏名
- (4) 委任する事項

- 2 前項の委任状は，被代理人が施設等に係る届出を代理人に委任する旨を定めた規則等を有している場合，当該規則等の写しをもって代えることができる。
- 3 第1項の委任状は，既に本市が受理を行った届出に委任状が添付されており，かつ，委任状の記載内容に変更がない場合，省略することができる。

附 則

この要領は，令和2年2月26日から施行する。

附 則

この要領は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和7年4月1日から施行する。

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

（宛先）新潟市長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、

☐ 大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合も含む）

☐ 騒音規制法第10条

☐ 振動規制法第10条

☐ 水質汚濁防止法第10条

☐ ダイオキシン類対策特別措置法第18条

☐ 新潟市生活環境の保全等に関する条例第21条、第50条（第34条第2項及び第75条第1項において準用する場合を含む）

の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備 考	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

承 継 届 出 書

年 月 日

（宛先）新潟市長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者

☐ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）

☐特定施設

☐有害物質貯蔵指定施設

☐指定施設

☐大気汚染防止法第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合も含む）

☐騒音規制法第11条第3項

☐振動規制法第11条第3項

☐水質汚濁防止法第11条第3項

☐ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項

☐新潟市生活環境の保全等に関する条例第22条第3項（第34条第3項及び第51条及び第75条第2項において準用する場合も含む）

に係る届出者の地位を継承したので、

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設の種類		※施設番号	
施設の設置場所		※備 考	
承 継 の 年 月 日			
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特 定 （指 定） 施 設 設 置 届 出 書

騒 音

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

住 所
届出者
氏 名

（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

☐騒音規制法第6条第1項
☐新潟市生活環境の保全等に関する条例第44条第1項
の規定により特定(指定)施設の設置について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				※ 整 理 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地 （ 電 話 番 号 ）				※ 施 設 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 事 業 内 容				※ 審 査 番 号	
常時使用する従業員数				※ 備 考	
騒 音 の 防 止 の 方 法					
特定（指定）施設の種類	メ ー カ ー 型 式 な ど	公称能力	数	使用開始時刻 （ 時 ： 分 ）	使用終了時刻 （ 時 ： 分 ）

注 1 ※印の欄には、記載しないでください。
2 添付書類は付近見取図と平面図（特定・指定施設：機械の位置を表示）で、届出部数は1部です。
3 届出先は工場又は事業場の所在地の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）です。

※ 受 理 年 月 日

特 定 （指 定） 施 設 設 置 届 出 書

振 動

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

住 所
届出者
氏 名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

☐振 動 規 制 法 第 6 条 第 1 項
☐新潟市生活環境の保全等に関する条例第44条第1項
の規定により特定(指定)施設の設置について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地（電話番号）				※ 施設番号	
工場又は事業場の事業内容				※ 審査番号	
常時使用する従業員数				※ 備 考	
振 動 の 防 止 の 方 法					
特定（指定）施設の種類	メ ー カ ー 型 式 な ど	公称能力	数	使用開始時刻 （ 時 ： 分 ）	使用終了時刻 （ 時 ： 分 ）

注 1 ※印の欄には、記載しないでください。
2 添付書類は付近見取図と平面図（特定・指定施設:機械の位置を表示）で、届出部数は1部です。
3 届出先は工場又は事業場の所在地の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）です。

※ 受 理 年 月 日

別記様式第5号（第3条関係）

特定（指定）施設の種類及び能力ごとの数
特 定 （ 指 定 ） 施 設 の 使 用 の 方 法 変更届出書
騒 音 又 は 振 動 の 防 止 の 方 法

年 月 日

（宛先） 新 潟 市 長

住 所
届出者
氏 名

（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

☐騒音規制法第8条第1項の規定により
☐振動規制法第8条第1項の規定により
☐新潟市生活環境の保全等に関する条例第46条第1項（☐騒音 ☐振動）の規定により
特定（指定）施設の種類及び能力ごとの数
特 定 （ 指 定 ） 施 設 の 使 用 の 方 法 の変更について、次のとおり届け出ます。
騒 音 又 は 振 動 の 防 止 の 方 法

工場又は事業場の名称					※ 整 理 番 号			
工 場 又 は 事 業 場 の所在地（電話番号）					※ 施 設 番 号			
工 場 又 は 事 業 場 の 事 業 内 容					※ 審 査 番 号			
騒 音 又 は 振 動 の 防 止 の 方 法	変更前		変更後		※ 備 考			
	別紙のとおり							
特定（指定）施設の種類	メーカー 型式など	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時:分)	変更後 (時:分)	変更前 (時:分)	変更後 (時:分)

- 注 1 ※印の欄には、記載しないでください。
- 2 添付書類は付近見取図と平面図（特定・指定施設：機械の位置を表示）で、届出部数は1部です。
- 3 騒音又は振動の防止の方法についての別紙はできる限り図面、表等を利用し、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 4 届出先は工場又は事業場の所在地の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）です。

※ 受 理 年 月 日

特 定（ 指 定 ） 施 設 使 用 全 廃 届 出 書

年 月 日

（宛先） 新 潟 市 長

住 所
届出者
氏 名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

特定（指定）施設のすべての使用を廃止したので
☐騒音規制法第 10 条
☐振動規制法第 10 条
☐新潟市生活環境の保全等に関する条例第 50 条（☐騒音 ☐振動）
の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
		※ 施設番号	
工場又は事業場の所在地		※ 審査番号	
使用全廃の年月日		※ 備 考	
使用全廃の理由			
注 1 ※印の欄には、記載しないでください。 2 届出先は工場又は事業場の所在地の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）です。		※ 受 理 年 月 日	

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

住 所

届出者

氏 名

電話番号

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

特定建設作業を実施するので、
指定建設作業を実施するので、

☐騒音規制法
☐振動規制法

第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

☐新潟市生活環境の保全等に関する条例第54条第1項及び第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称			
建設工事の目的に係わる工作物の種類 （どんな工作物を作りますか）			
特定（指定）建設作業の種類		を使用する作業	
使用する機械の名称、型式及び使用工法など			
建設作業の場所		新潟市	
特定（指定）建設作業の実施期間		年 月 日から 作業日計 日間 年 月 日まで	休業日
特定（指定）建設作業の 開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	実働時間
騒音・振動の防止方法			
発注者の名称、住所及び代表者の氏名		電話：	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話：	
下請負人が作業 を実施する場合 は記入してくだ さい。	下請負人の名称、住所 及び代表者の氏名	電話：	
	下請負人の現場責任者 の氏名、連絡場所	電話：	

注 1 ※印の欄には、記載しないでください。

2 作業開始の7日前までに1部提出して下さい。

3 添付書類は建設工事の全工程表と付近見取図です。

4 届出先は特定・指定建設作業を実施する区域の
区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）です。

※審査結果

※受付年月日